

6 その他の改正項目について

□ ライツ・オフアリンゲの利用拡大のための新株予約権無償割当てに関する割当通知期限の「後ろ倒し」

- これにより、ライツ・オフアリンゲ実施の決議から権利行使期間満了までの期間は現行の約2.5ヶ月間から約1ヶ月間程度にまで短縮
- 株主利益の希薄化の問題が少ないライツ・オフアリンゲの利用を早急に拡大するため(現在は累計23件のみ)、施行期日を他と切り離してできるだけ早めるべきではないか(例えば、7月1日ないし9月1日施行等)

□ 金商法上の公開買付規制に違反した者(例：ライブドアによるニッポン放送株のToSTNeT-1による大量取得事件)による議決権行使に対する差止請求制度の創設

- 差止請求権者は対象会社ではなく他の株主(一般株主の権利保護のための制度)
- 内閣法制局の法案審査の際に項目削除
- 法制審議会で要綱として決定された事項が項目ごと削除されるのは異例であり、少なくとも附則25条に基づく2年後の見直しの際には再考すべきではないか